

卷 末 資 料

卷 末 資 料

1 用語の解説

	用 語	概 説
あ	アクセス	接近、進入する意味。ある目的地への交通手段などのこという。
	アダプトシステム	住民や地元企業が「里親」として一定区画の道路や河川、公園等を自らの養子（アダプト）とみなし、定期的清掃活動などを行う仕組みのこと。
	エコタウン	廃棄物の排出抑制・減量、省エネルギーや資源の有効利用などをまちづくりの主眼に置く計画等に用いられる呼称。
か	急傾斜地危険箇所	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊の恐れがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭あい道路	幅員がせまく、自動車の通行に支障を来す道路。
	橋梁長寿命化計画	重要なインフラの一つである橋梁は、昭和の高度成長時代に多くが建設され、老朽化が進んでいるため、橋梁の状態を把握し、予防的な補修等を進めることで、橋梁の長寿命化を図るとともに、費用の縮減と予算の平準化を達成することを目的に策定する計画。
	クリーン農業	自然環境に優しいクリーン農業技術を導入し、農薬や化学肥料の使用を必要最小限にとどめて、より安全で高品質な農産物づくりを目指す農業のこと。
	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	合計特殊出生率	出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。
	交流人口	外部からある地域に何らかの目的（観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い訪問動機）で訪れる人口のこと。
	交通結節点	駅前広場が整備されバスやタクシーが乗り入れる駅や、空港、港、インターチェンジなど複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。交通機関・手段の接続機能のほか、都市機能の誘導・集積を促進させ拠点地区を形成する「拠点形成機能」や都市の顔を形成する「ランドマーク機能」を担う。
	高度処理型合併浄化槽	合併処理浄化槽のうち、普通より性能が良い（放流水 BOD：10mg/リットル以下、窒素：10mg/リットル以下、浮遊物質：10mg/リットル以下）機能を有するもの。
さ	コンパクト	小型でまとまっているさま、無駄を省いて小さくまとめているさま、簡潔であること。
	サイン	目印・表示・標識などをいうが、特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常社会生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

	用 語	概 説
	市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発。土地地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当。
	市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
	住宅ストック	ある一時点におけるすべての住宅の数。対になる言葉としては「フロー」があり、これはある一定期間に供給される住宅の量のこと。
	条里制	古代の土地地区画制度。六町（約654メートル）四方の区画を里と呼び、里を東西に連ねたものを条と呼ぶ。里をさらに一町四方に区画したものを坪と呼ぶ。
	白地地域	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域。
	人口集中地区（DID）	一定の基準により都市的地域を定めたものであり、国勢調査の調査区を基本単位として、①原則として人口密度が40人/ha以上、②それらに隣接した地域の人口が5,000人以上となる地域
	スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
	生産年齢人口	15歳から64歳までの人口のこと。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは「区域区分」）」と称している。
	ゾーン	区域や地域の意。あるまとまった領域のことという。
た	地区計画	都市計画法に定められた制度のひとつで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。
	調整池	短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。

	用 語	概 説
	低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会。
	堤防護岸	潮位の上昇や高い波が陸上に侵入してこないように、土をもりあげて、コンクリートなどで覆った構造物の総称をいう。護岸は、土をもりあげずに高さを変えないように海岸線をコンクリートなどで覆った構造物をいう。
	デマンドタクシー	乗客の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、安価な料金で応える交通サービス的一种。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	都市計画基礎調査	都市計画法第 6 条により、都市計画区域について概ね 5 年ごとに実施する調査。都市計画区域内における人口規模、産業分類別就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、現況及び将来の見通しについて調査する。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて計画決定された道路。
	都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については区市町村が定める。
	都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
	都市計画法	都市計画の内容およびその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。
	土石流危険渓流	土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢をいう。

	用 語	概 説
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
な	南海トラフ	四国の南の海底にある水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。
	年少人口	0 歳から 14 歳までの人口のこと。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。
	農地転用	田畑などの農地を宅地などの農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	バリアフリー	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
	フレーム	枠組みのこと。広義では、都市計画をはじめ、行政の施策や民間の事業計画を定めるうえでの基本的な枠組みを意味する。また、都市計画における狭義の「フレーム」とは、人口や世帯構成、産業生産額の規模、市街地や建築物の床面積などの規模等、都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる数値目標のことをいう。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
ま	木育	木材のよさやその利用の意義を学ぶ教育。木材や森林との関わりあいから、知育、徳育、体育の3つの側面を効果的に育むものとされる。
や	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	用途地域	都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の枠として土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 12 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。都市計画決定権者は市町村であり、都道府県はその決定に対して同意を行う。

	用 語	概 説
	用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
ら	ランドマーク	視覚的にある特定地域の景観を特徴づける目印のこと。特徴的な建築物や構造物など都市のシンボルとして位置づけられる目印。
	老年人口	人口の高齢化を示す指標の 1 つで、総人口に占める老年人口(65 歳以上人口)の割合。
	6 次産業化	農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通・販売にも業務展開している経営形態を表す。

2 策定経過

平成	月日	議会	審議会等	庁内組織	県関係機関	町民参加等	概要
28年	3月8日	●					町議会説明（全体構想）
	3月					●	町民アンケート
	9月6日	●					町議会説明（策定基本スキーム）
	10月7日				●		県事前調整（現況・全体構想）
	10月29日					●	公聴会（参加者24名）
	11月9日				●		県事前調整（現況・全体構想）
	12月6日	●					町議会説明（策定基本スキーム）
	12月13日				●		県事前調整（地域別構想・実現化方策）
	12月14日			●			庁内合同会議
29年	1月5日				●		県事前調整（地域別構想・実現化方策）
	1月17日			●			庁内合同会議
	1月24日				●		県事前調整（素案）
	1月25日			●			庁内意見聴取
	3月1日	●					町議会説明（マスタープラン概要）
	3月27日～ 4月10日					●	パブリックコメント募集 （意見提出者2名2件）
	3月30日～ 4月24日				●		県事前調整 （県関係各課意見聴取）
	5月2日				●		県事前調整への回答提出
	5月9日			●			庁内意見聴取
	5月22日			●			県から事前調整終了の通知
	6月7日			●			庁内意見再聴取
	6月30日				●		県事前調整後の修正提出
	8月23日		●				町都市計画審議会へ諮問
	8月29日		●				町都市計画審議会から答申
	9月5日		●				揖斐都市計画協議会報告
	9月6日	●					町議会報告（マスタープラン策定）
	9月15日					●	計画策定

3 大野町都市計画審議会

(1) 審議会条例

○大野町都市計画審議会条例

平成12年3月17日

条例第25号

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、大野町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する委任をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 4人以内
 - (2) 町議会の議員 4人以内
 - (3) 関係行政機関若しくは県の職員又は住民 2人以内
- 2 前項第1号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)
第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するための幹事若干人を置く。
2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
3 幹事は、会長を命をうけ、会務を処理する。
(庶務)
第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。
(委任)
第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成19年条例第1号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成24年条例第24号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成27年条例第1号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成28年条例第22号)
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職名	備考
識見を有する者	松浦 正幸	大野町広報委員	会長
識見を有する者	馬淵 和三	大野町商工同友会	
識見を有する者	長沼 恵子	大野町商工会女性部代表	
識見を有する者	佐々木 洋	いび川農業協同組合理事	
町議会議員	永井 啓介	大野町議会議員	
町議会議員	山川 満	大野町議会議員	
町議会議員	小森 小百合	大野町議会議員	
町議会議員	宇野 等	大野町議会議員	
関係行政機関	坂口 達也	揖斐土木事務所長	
関係行政機関	内藤 典夫	揖斐警察署長	

順不同

4 諮問書・答申書

(1) 諮問書

諮 問 書

大建都第369号
平成29年8月23日

大野町都市計画審議会会長 様

大野町長 宇佐美 晃三



大野町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

大野町のまちの将来像やまちづくりの方針およびその実現のための方策を示し、今後の都市計画の指針とするための大野町都市計画マスタープランの策定にあたり、大野町都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

答 申 書

平成29年8月29日

大野町長 宇佐美 晃三 様

大野町都市計画審議会
会長 松浦 正幸



大野町都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成29年8月23日付け大建都第369号で諮問のありました大野町都市計画マスタープランの策定については、慎重に審議した結果、原案を適当であると認めましたので、答申します。

ただし、大野町都市計画審議会として下記事項に配慮するよう意見を添えます。

記

- 1 大野町都市計画マスタープラン並びに大野町第六次総合計画等の上位・関連計画における施策の進捗度や取組状況を把握し、着実な計画の推進を図るよう努めること。
- 2 インターチェンジ周辺のまちづくりにあたっては、近隣市町や関係機関と十分に調整し、計画的な土地利用を図ること。
- 3 社会情勢の変化に対応した進捗管理と、必要に応じて計画の見直しを行うこと。